

会議案第2号

令和5年3月7日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

提案者 士幌町議会議員 清水 秀雄

賛成者 士幌町議会議員 伊藤 健蔵

賛成者 士幌町議会議員 中村 貢

賛成者 士幌町議会議員 森本 真隆

賛成者 士幌町議会議員 加藤 宏一

士幌町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を地方自治法第112条及び士幌町議会会議規則第14条の規定により提出します。

士幌町議会委員会条例の一部を改正する条例案

士幌町議会委員会条例の一部を改正する条例

士幌町議会委員会条例（昭和62年条例第12—1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、総務企画課」を「、総務課、地域戦略課」に改め、同条第2号中「、子ども課」を「、幼児教育課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

行政組織及び事務分掌の見直しに伴う士幌町課設置条例の改正により、条例を改正するものである。

(会議案第2号)

士幌町議会委員会条例の一部を改正する条例案の要旨	
目的	町の行政組織及び事務分掌の見直しに伴う士幌町課設置条例の改正により条例を改正するものである。
概要	<p>1 主な制定内容</p> <p>(1) 第2条第1号中 「総務企画課」を「総務課、地域戦略課」に改め、 同条第2号中「子ども課」を「幼児教育課」に改める。</p> <p>2 施行期日 令和5年4月1日</p>

士幌町議会委員会条例（昭和62年条例第12号の1）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 6人</p> <p>ア 出納室、<u>総務課、地域戦略課</u>、町民課、消防課の所管に関する事項</p> <p>イ 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p> <p>ウ 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 産業厚生常任委員会 6人</p> <p>ア 産業振興課、建設課の所管に関する事項</p> <p>イ 農業委員会の所管に関する事項</p> <p>ウ <u>保健福祉課、幼児教育課</u>、国民健康保険病院及び特別養護老人ホームの所管に関する事項</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 6人</p> <p>ア 出納室、<u>総務企画課</u>、町民課、消防課の所管に関する事項</p> <p>イ 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p> <p>ウ 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 産業厚生常任委員会 6人</p> <p>ア 産業振興課、建設課の所管に関する事項</p> <p>イ 農業委員会の所管に関する事項</p> <p>ウ <u>保健福祉課、子ども課</u>、国民健康保険病院及び特別養護老人ホームの所管に関する事項</p>